

議 案 提 出 に つ い て

議案「喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	稲 荒 中 小 前 広 熊 下 野 久	端 木 川 井 田 野 沢 本 保	明 博 俊 大 誠 美 盛 広 正 洋	浩 文 一 祐 一 代 夫 伸 人 子
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				

議会議案第35号

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和 5 年 3 月 21 日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和 5 年度 6 月定例月議会以降、全ての定例月議会において喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。それにもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」こととされているが、これは、議会における諸活動だけでなく、私生活においても当然遵守されるべきものであり、議員に対しては、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしながら、喜成清恵議員の一連の行動は、議会基本条例に規定する姿とは程遠く、在職中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなっており、公人である市議会議員の立場からすると著しく不適切なものである。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「消費税の減税を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	山	下	明	希
〃	広	田	美	代
〃	森	尾	嘉	昭

議会議案第36号

消費税の減税を求める意見書

今、所得税の課税最低限の引上げが税制の中心問題であるかのように扱われている。もちろん、長年、据え置かれてきた課税最低限を物価上昇に合わせて引き上げることは必要である。

しかし、総務省家計調査に基づく試算では、年収900万円以下の世帯までは所得税より消費税の負担割合のほうが高く、年収に対する税全体の負担率も10%前後で推移し累進性がないのが実態である。つまり、低所得者ほど消費税によって暮らしが追い詰められている。消費税は逆進性を有する税金であり、生計費非課税の原則を重視するなら、消費税の減税こそが何よりも求められている政策である。

消費税には、低所得者に対する社会保障の給付という受益的な面があると言われるが、1989年の導入後37年間の消費税収の累計571兆円は、大企業の法人税減税314兆円、富裕層の所得税・住民税減税291兆円を合わせた605兆円の穴埋めに使われたに過ぎず、その結果、社会保障は縮小してきた。

応能負担の原則に立ち返り、大企業の法人税をアベノミクス以前の税率に戻し、「1億円の壁」と呼ばれる富裕層への税優遇を是正すれば、約15兆円の税収が見込まれ、消費税を5%引き下げることが十分に可能である。

よって、国におかれては、国民生活を守るとともに、日本経済の6割を占める個人消費を拡大し、その成長を軌道に乗せるため、消費税減税に踏み切るよう、強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「米の安定供給の保障を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

山
広
森

下
田
尾

明
美
嘉

希
代
昭

議会議案第37号

米の安定供給の保障を求める意見書

昨年夏の深刻な米不足を契機に、新米の集荷競争が激化した。その結果、農協など既存の集荷業者に米が集まらず、まちの米屋や飲食業者などでも必要な量を確保できない状況が生じている。また、米の消費者価格は前年比の2倍近くに達し、家計を直撃している。こうした状況を受け、国は備蓄米の放出を決定したが、これは一時的な対策にすぎない。

長引く米不足と価格高騰の背景には、需要が毎年減少することを前提に、米の生産量をぎりぎりまで抑え、流通や価格を市場に委ねてきた国の米政策がある。2000年以降、米農家の数が約175万戸から3分の1に減少し、70歳以上の生産者が約6割を占めるなど、米の生産基盤は著しく弱体化している。米価が回復してきたとはいえ、長年の低米価に苦しんできた米農家には、資材の高騰や過去の赤字補填で余裕はなく、価格高騰によって消費者の米離れが進めば、再び米価が下落するのではないかという不安も広がっている。

今求められるのは、国民の生活と疲弊する生産現場を直視し、米政策を抜本的に転換することである。国は需給と価格の安定に責任を持ち、余裕のある需給見通しの下で生産と備蓄を拡大すべきである。需給のバランスが崩れた際、過剰時には備蓄米を増やし、不足時には放出する仕組みを強化することが必要である。何より、生産者が将来にわたり安心して生産に励める環境を国の責任で整え、生産基盤の弱体化に歯止めをかけることが急務である。

よって、国におかれては、米の安定供給の保障のため、農業関連予算を大幅に増額し、再生産を可能にする価格保障や所得補償を抜本的に充実させるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「選択的夫婦別姓制度の議論の促進を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	広	田	美	代
〃	栗	森	一	慨
〃	森			敏

議会議案第38号

選択的夫婦別姓制度の議論の促進を求める意見書

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしているが、家族の在り方が多様化し、女性活躍が推進される現代においては、社会の考え方や価値観も変化してきている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクを増大させるなどの問題も指摘されている。

国会においては、平成8年と平成22年に改正法案までは準備されたが、いずれも国会に提出されるには至っていない。また、平成27年12月に引き続き、令和3年6月に示された最高裁判所の決定では、夫婦同姓制度を合憲としつつも、夫婦の氏についての制度の在り方は「国会で論じられ判断されるべき事項にほかならない」とし、国会における議論を促している。

議論しないことには、現行制度と新制度における特徴や問題点の有無が不透明なままである。昨年12月4日の参議院本会議で、石破首相は「国会において、建設的な議論が行われ、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方について、より幅広い国民の理解が形成されることが重要である」と述べており、国会及び政府の責務として制度の在り方を議論していかなければならないことは明らかである。

よって、国におかれては、世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨を踏まえつつ、選択的夫婦別姓制度の議論を促進するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「包括的差別禁止法の制定等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者
金沢市議会議員
〃
〃
〃

広 田 美 代
熊 野 盛 夫
栗 森 一 敏
森

議会議案第39号

包括的差別禁止法の制定等を求める意見書

我が国は、人種差別撤廃に向けた取組に関し、国連人種差別撤廃委員会から再三にわたり厳しい勧告を受けている。国際人権基準にのっとり、ヘイトスピーチや障害者差別のほか、人種・民族・出自などを理由としたあらゆる差別を禁止する包括的差別禁止法の制定が不可欠である。また、人権条約で認められた権利を侵害された個人が条約機関に直接訴え、国際的な場で救済を求めることができる個人通報制度も必要である。さらに、あらゆる人権侵害行為を受けた人を救済することのできる、政府から独立した人権救済機関の創設も不可欠である。法務省人権擁護局は政府から独立していないため、政府からの独立性を求める国際原則を満たさない。

人権救済機関を新たに設置することによって、数多くの市民が簡単、迅速かつ費用をかけずに、独立機関の公正な手続を利用できるようになり、これまでは救済が難しかった人権侵害の事案などが解決され、日本の人権状況が改善することが期待できる。

よって、国におかれては、包括的差別禁止法の制定、個人通報制度の導入及び政府から独立した人権救済機関を創設するための施策を講ずるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「旧姓の通称使用に法的根拠を持たせるための議論を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者	金 沢 市 議 会 議 員	荒 木 博 文
	中 川 俊 一	
	小 間 井 大 祐	
	前 下 誠 一	
	野 沢 広 伸	
	久 本 正 人	

.....

議会議案第40号

旧姓の通称使用に法的根拠を持たせるための議論を求める意見書

婚姻後も旧姓使用を希望する人が増えていることに関して、夫婦同姓制度を維持しつつも、生活の不便さや不利益を解消するために、旧姓の通称使用の制度化を望む声が多く上がっている。

内閣府が令和4年3月に公表した家族の法制に関する世論調査によると、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持したほうがよい」と答えた人が27.0%、「選択的夫婦別姓制度を導入したほうがよい」と答えた人が28.9%となっているのに対し、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用についての法制度を設けたほうがよい」と答えた人は42.2%となっている。

また、令和2年の政府第5次男女共同参画基本計画では、改姓した人が不便さや不利益を感じることがないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組むことが明記されている。政府はこれまでも旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んできたが、法令に基づくものではないことから、政府や自治体、各種業界の取組には差があり、生活の不便さや不利益に係る課題は完全に解消されたわけではない。

以上のとおり、選択的夫婦別姓の導入が国民的世論の賛成を得ているとは言えない現状においては、法令に基づく旧姓の通称使用の制度化が最適な選択である。

よって、国におかれては、家族の一体感や子どもへの影響を考慮し、夫婦同姓制度を維持しつつ、改姓による社会生活上の不利益を解消するため、旧姓の通称使用に法的根拠を持たせる現実的な法制度の導入に向けた議論を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「災害時の交通ネットワークの多重性の確保及び能登半島復興支援に向けた鉄道網の充実を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

野森
稲荒中
小前
広熊
下栗
久

本
端木
川井
田
野沢
森保

正
一明
博俊
大誠
美盛
広洋

人
敏浩
文一
祐一
代夫
伸慨
子

..... 議会議案第41号

災害時の交通ネットワークの多重性の確保及び能登半島復興支援に向けた鉄道網の充実を求める意見書

近年、異常気象による自然災害が頻発化している。北陸新幹線は東海道新幹線の代替補完機能を有しており、自然災害等により東海道新幹線が不通となった際は、多くの旅客が北陸新幹線等を利用して関西方面まで移動している。このことから、災害時における交通ネットワークの多重性を確保しておくことは重要な課題である。

令和6年3月、北陸新幹線において金沢―敦賀間が開通したことにより、これまで北陸地方から関西方面までの移動を担ってきた特急「サンダーバード」の金沢―敦賀間が廃止された。現在、北陸地方から関西方面へ移動する際には、敦賀駅で新幹線から在来線への乗換えを要するが、従前と比較して明らかな不便が生じており、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨災害の早急な復旧・復興に向けては、従前どおり乗り継ぐことなく移動できる手段の確保が求められている。このことを受けて、西日本旅客鉄道株式会社は、敦賀駅での乗換えの不便さに対応するため、特急「サンダーバード」について、従前どおり大阪と七尾市和倉温泉を直通で結ぶ臨時列車の運行を検討する考えを示している。

よって、国におかれては、災害時への備えと能登半島の復興に向けて、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 北陸新幹線の大阪開業を待つことなく、災害時の交通ネットワークの多重性を確保すること。
- 2 令和6年能登半島地震や奥能登豪雨の復興支援に向けて、関西方面から能登地方まで、乗換えの必要がない鉄道網の充実を図ること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「公職選挙法の抜本的な改正を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提出者

金沢市議会議員

//

"

//

//

//

II

II

II

II

II

"
"

人敏浩文一祐一代夫伸慨子
正一明博俊大誠美盛広洋
本端木川井間田野沢森保
野森稻荒中小前広熊下栗久

議會議案第42号

公職選挙法の抜本的な改正を求める意見書

平成25年の公職選挙法改正により、いわゆるネット選挙が解禁となった。しかし、近年のSNSの普及などデジタル社会の急速な進展に伴い、ネット選挙が解禁された平成25年当時と比較して、選挙運動の在り方は大きく変化している。また、誹謗中傷やフェイクニュースの拡散など新たな問題も生じており、現行の公職選挙法では十分に対応し切れていない。

さらに、近年の物価高騰や人件費・燃料費の上昇により選挙運動に係る経費が増大しているにもかかわらず、公費負担の限度額が実態に合わない水準にとどまっている。このため、費用負担の重さが原因で選挙運動の機会均等が損なわれる場合が生じることが懸念される。

よって、国におかれては、民主主義の根幹である選挙の公正性と実効性を確保するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 SNS等における選挙妨害や違法な中傷行為の範囲の明確化及び罰則強化を行うとともに、違反投稿等の早期発見及び迅速な削除、訂正、アカウント停止等がなされるようプラットフォーム事業者と協定を締結するなど、事業者との連携強化を図ること。また、SNS等において有権者が正確な情報を得られるよう、情報リテラシー向上のための施策の拡充や真偽不明な情報への注意喚起等を推進すること。
 - 2 ネット選挙運動解禁以降のSNS等の運用実績を踏まえ、何に関する規定が不十分であるか、どこに運用上のグレーゾーンがあるかを検証し、SNSやウェブサイトの利用基準の明文化、広告表示義務や発信元の明確化など、公平かつ透明性の高いルールを策定すること。また、策定後もデジタル化の進展や社会の変化に対応するため、定期的に検証すること。
 - 3 候補者の基本情報、公約、実績等を公的機関が集約して掲載する公式ポータルサイトを整備することで、有権者が信頼できる情報を速やかに入手できる環境を整えること。
 - 4 物価高騰や人件費・燃料費の上昇を踏まえ、公費負担額について、基準を速やかに再検討するとともに、公費負担適用対象の拡充など、選挙運動の機会均等を確保すること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	野 森	本	正 一	人 敏
〃	稲 端	端	明 博	浩 文
〃	荒 木	木	博 俊	一 祐
〃	中 川	川	大 誠	一 代
〃	小 間	井	美 盛	夫 伸
〃	前 田	田	盛 広	慨 子
〃	広 野	野		
〃	熊 沢	沢		
〃	下 森	森		
〃	栗 保	保		
〃	久			

議会議案第43号

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされているが、公費助成の在り方については、令和7年度予算案において公費助成を一旦継続しつつ、他の経営主体との条件の同一化の観点等を踏まえたさらなる検討を加え、令和8年度までに改めて結論を出すこととされている。

国においては、こども・子育て支援加速化プランの取組として、保育人材の確保及び資質向上を図り、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めている。こうした中、保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定した経営の下、これまでの保育士の処遇改善の効果を損なうことなく保育を提供していくためには、公費助成は不可欠である。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「外国免許切替制度の見直しを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	稲 荒 中 小 前 熊 下 栗 森 野 久	端 木 川 井 野 沢 森 本 保	明 博 俊 大 誠 盛 広 一 正 洋	浩 文 一 祐 一 夫 伸 慨 敏 人 子
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				

議会議案第44号

外国免許切替制度の見直しを求める意見書

外国人が自国で取得した運転免許を日本の運転免許に切り替えられる制度、いわゆる外免切替制度は、訪日外国人の移動手段を確保するために重要な役割を果たす一方、悪質な外国人ドライバーによる交通事故の増加の一因とも考えられ、簡易に運転免許を切り替えられる本制度に対しては、改正が求められている。

本制度においては、切替えに係る学科試験が10問中7問正解で合格と、日本の仮免許試験や本免許試験と比べて簡易であり、日本の交通ルールへの理解が不十分なまま運転免許が交付される懸念がある。また、住所に関して、ホテルを住所とする一時滞在証明書をもって申請が可能なことについて疑問の声が上がっている。また、中国やベトナムなどのジュネーブ条約非締約国の運転免許を、条約締約国である日本の運転免許に切り替え、さらに国際運転免許を取得することで、約100か国の条約締約国で運転できるという制度上の抜け穴が存在している。このことにより、日本の運転免許の信頼性が損なわれる懸念がある。

よって、国におかれては、日本の運転免許制度の安定と安全・安心な道路交通環境の構築のため、外免切替制度の見直しについて下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 学科・技能試験の基準を厳格化し、日本の交通ルールへの理解を向上させること。
- 2 住所要件を厳格化し、短期滞在者による不適切な運転免許取得を防ぐこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「ガソリン・軽油価格の引下げに向けた速やかな対応を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	稲 広	端 田	明 美	浩 代
〃	熊 栗	野 森	盛 一	夫 慨
〃	森			敏
〃				

議会議案第45号

ガソリン・軽油価格の引下げに向けた速やかな対応を求める意見書

ガソリン・軽油価格の高騰は、家計を圧迫するだけでなく、地域産業にも影響を及ぼしている。特に、自動車が生活必需品となっている地方においては、人口比での保有台数が多く、生活や経済に及ぼす影響はより甚大である。また、燃料油価格激変緩和補助金、いわゆるガソリン補助金が今年1月に完全廃止され、ガソリン・軽油価格の上昇に歯止めがかからないことも国民や企業の不安をあおっている。

租税特別措置法及び地方税法には、ガソリンの平均小売価格が3か月連続で1リットル160円を上回った場合、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について税率の特例規定の適用を当分の間停止し、本則税率に戻すことができる、いわゆるトリガー条項が規定されているものの、平成23年以降凍結されている。

ガソリン税に係る暫定税率をめぐっては、導入から50年が経過しており、昨年12月には自民党・公明党・国民民主党の3党の幹事長間で廃止に向けた合意がなされたが、廃止の時期は明示されていない。さきの衆院予算委員会において、石破首相は代替財源や地方の減収分について結論が出ていないことを理由に廃止時期を明言しなかったが、暫定とはあくまで一時的なものであることから、一刻も早く廃止すべきである。

よって、国におかれては、国民生活を守り、地域経済を回復させるため、トリガー条項の凍結を解除し、速やかにガソリン・軽油価格の引下げに向けて取り組むとともに、地方自治体に財政上の負担が生じることのないよう、地方揮発油税及び軽油引取税の減収に係る補填措置を講ずるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「社会資本の防災・減災対策の維持・強化並びにインフラの維持管理への公的支援の強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

野森 稲 荒 中 小 前 広 熊 下 栗 久

本 端 木 川 井 田 野 沢 森 保

正 一 明 博 俊 大 誠 美 盛 広 洋

人 敏 浩 文 一 祐 一 代 夫 伸 慨 子

..... 議会議案第46号

社会資本の防災・減災対策の維持・強化並びにインフラの維持管理への公的支援の強化を求める意見書

能登半島地震から1年2か月が経過した。近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風、豪雨、豪雪等の災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など、甚大かつ深刻な被害をもたらしており、国及び地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされ、地方自治体は必要となる財源を確保する上で大きな困難に直面している。緊急防災・減災事業債の延長は、令和6年の全国市長会でも決議されている。

また、社会基盤であるインフラの維持管理を適切に行うことが不可欠であるが、下水道管の老朽化は全国的な問題となっており、令和7年1月に埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故は、下水道管が腐食し破損したことが原因とされている。政府の調査でも更新期の50年を経過した管渠は、総延長の約7%であり、10年後は約19%となり、今後は急速に増加するとされている。

平成3年には下水道施設の5年に1回の点検が地方自治体に義務化された。しかし、人手不足と施設の老朽化・腐食化が一斉に進み改善には至っていない。道路陥没件数は地震を除いても令和4年で2,600件を超えている。下水道施設に限らず、上水・道路・河川・砂防などインフラ全体の維持管理は全国共通の問題であるが、地方自治体の財源は限られており、必要となる点検・維持修繕・更新の実施に支障が生じている。

よって、国におかれては、こうした喫緊の課題に対し、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 緊急防災・減災事業債を令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
- 2 起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など一層の制度拡充を図ること。
- 3 インフラの点検・緊急対策・更新などの管理を行うため、地方自治体及び地方公営企業に対する国による財政的・技術的支援を強化すること。
- 4 物価高騰などの状況に合わせて、防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金を充実させること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「労働者協同組合制度の周知と活性化に向けた取組を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

稲 広
熊 栗
森

端 田
野 森

明 美
盛 一

浩 代
夫 慨
敏

議会議案第47号

労働者協同組合制度の周知と活性化に向けた取組を求める意見書

現在、地域においては、介護、子育て、地域づくり、空き家対策など、幅広い分野の課題があるが、その担い手が不足している。このような中、多様な就労機会の創出や多様な需要に応じた事業の実施を促進するため、令和4年10月に労働者協同組合法が施行された。

施行から丸2年が過ぎた現在、労働者協同組合がNPO法人や企業組合等と同様の社会貢献事業に取り組んでいるケースが見られるものの、令和7年3月1日時点の設立法人数は34都道府県132法人にとどまり、13県ではいまだゼロとなっている。この背景には、労働者協同組合についての内容や特徴、NPO法人や企業組合等と比較したメリットなどに係る周知不足がある。さらに、福祉や教育に限らず、担い手不足が顕著なまちづくりの課題解決と高い親和性を有することから、モデル事業の活用などを通し、地方自治体と国が協働して発信強化に取り組む必要がある。

よって、国におかれては、労働者協同組合制度について、都道府県をはじめとする地方自治体と協働して情報発信に努めるとともに、地域課題に取り組む労働者協同組合の設立が活性化される取組に注力するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者	金沢市議会議員	稲 端 明 浩
金沢市議会議員	金沢市議会議員	金沢市議会議員
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

議会議案第48号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対し、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において取組を継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は地方自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」を策定した。このガイドラインを踏まえ、都道府県等が性犯罪の再犯防止に主体となって取り組むことが期待されている。

しかし、性犯罪をした者の出所後の住所等について、法務省から情報提供を受けて都道府県等が把握するといった仕組みはなく、当事者に対して都道府県等が直接再犯防止の取組を行うことは困難である。そのため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届出がなされた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各地方自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、地方自治体、関係機関等の連携や、性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、国におかれては、性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化として、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も地方自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届出がなされた情報を地方自治体に提供すること。
- 3 地方自治体は性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「訪問介護事業者への支援強化等に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

高 大 山
山 広 熊
玉 森

務 西 下
田 野
野 尾

淳 克 明
美 盛
嘉

弘 利 希
代 夫
道 昭

議会議案第49号

訪問介護事業者への支援強化等に関する意見書

令和6年度の介護報酬改定において、身体介護、生活援助の訪問介護の基本報酬が引き下げられた。これにより、小規模な訪問介護事業者の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職者が増加するおそれがある。多くの介護事業者や介護関連団体等からは、基本報酬の引上げを求める声が上がっている。

厚生労働省は、訪問介護の処遇改善加算について、高い加算率を設定したと説明しているが、経営を支える基本報酬の引下げは、小規模な事業者を経営難に陥らせるおそれがある。また、上位の加算は要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分を補填できない事業者が出ると予想される。

身体介護、生活援助等訪問介護は、要介護者とその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであるが、訪問介護員の人材不足は深刻であり、令和4年のデータでは、不足感を感じている事業所の割合は全国平均で83.5%にも上っている。この人材不足は訪問介護サービスを提供する事業者の休廃業につながっている。このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねない。

よって、国におかれては、訪問介護事業者への支援強化として、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬引上げを行うこと。
- 2 介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率ではなく、事業の規模や形態、地域の実態を踏まえた収支差率を十分に考慮した介護報酬の改定を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「高額療養費制度における自己負担限度額引上げに関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	熊 栗 森	野 森	盛 一	夫 慨 敏
〃				
〃				

議会議案第50号

高額療養費制度における自己負担限度額引上げに関する意見書

高額な医療費の自己負担を軽減するための高額療養費制度は、国民皆保険制度における大切な制度の一つである。日本国憲法第25条が保障する生存権の観点からも、高額療養費制度は、長期的な治療が必要な患者やその家族にとっては不可欠な制度である。

この制度について、社会保障制度の持続可能性を確保し、現役世代の社会保険料負担を軽減することを目的として、国会でも自己負担限度額の引上げに係る議論がなされている。

しかし、自己負担限度額の引上げには、様々な問題が懸念される。1点目が、経済的負担による健康状態の悪化である。自己負担限度額の引上げにより、医療機関への支払いが増加し、必要な医療を受けることが難しくなることで症状の悪化につながるおそれがある。2点目が、医療の不平等である。富裕層と低所得層の間で医療アクセスの格差が拡大し、社会的に国民の健康水準が低下する可能性がある。3点目が、医療機関への影響である。自己負担限度額の引上げによる患者の受診控えが多数生じた場合、医療機関の経営に悪影響を及ぼす可能性がある。特に、地方の小規模医療機関にとっては、致命的な打撃となる可能性がある。

これらの問題について、社会保障制度の持続可能性を確保しつつ、国民の健康を守る観点からも、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げについては、さらなる慎重な議論が必要である。

よって、国におかれては、所定の自己負担限度額の引上げにこだわることなく、患者や経済的に困難な状況にある人々への十分な配慮の下、長期療養者を支える高額療養費制度とするよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。